

# ダム事業の検証作業について

ダム事業の必要性を検証するための評価基準等を定めた「今後の治水対策のあり方について『中間とりまとめ』」が、先月27日、国土交通省の「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」により示された。

今後、各事業主体による個別ダムの検証作業が行われ、対応方針（直轄ダム及び水資源機構ダムの場合は「対応方針（案）」）の報告を受けた国土交通大臣による判断（以下、「最終判断」）が示されることになるが、その過程においては次の事項について特に留意するよう求める。

## 1 早期の最終判断について

地域における治水・利水等の緊急性や地元住民の不安の軽減に鑑み、事業の停滞を最小限に止めるため、最終判断を早期に示すこと。

## 2 直轄ダム等について

- (1) 予断を廃して関係地方公共団体や関係住民などからしっかりと意見を聴取し、最終判断にあたってはその意見を最大限尊重すること。
- (2) 実効性ある意見聴取の機会を確保するため、必要な資料・データ等を十分に関係者へ示すなど、情報公開を徹底すること。
- (3) 検証作業を迅速に進めるとともに、最終判断の時期など、検証スケジュールを個別ダムごとに明確化すること。

## 3 補助ダムについて

- (1) 都道府県知事が決定した「対応方針」については、その方針を最大限尊重すること。
- (2) ダム建設が妥当である旨の最終判断がなされた場合には、機動的な予算措置を行い、速やかな事業促進を可能とすること。

## 4 地域の実情にあった治水・利水対策について

既存施設の有効活用やハード・ソフトのベストミックスによる対策など、地域の実情にあった効率的な治水・利水対策を柔軟に実施できるよう、必要な財政措置・支援等を行うこと。

平成22年10月22日

全国知事会 地方の社会資本整備 PT  
PT リーダー 大分県知事 広瀬 勝貞